令 和 5 年 第 8 回
博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和５年５月19日

議　　題

１　議　案

議案第30号　選挙人名簿から抹消する者について

議案第31号　選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第32号　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

２　その他
次回開催について
開催日時　　令和５年６月１日（木）　１０時００分～
開催場所　　博多区役所８階　応接室

議案第30号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和５年５月19日

福岡市博多区選挙管理委員会
委 員 長　　石 田　正 明

１　抹消する者の数
７２２人

内　訳

死亡者	１３９人
市外へ転出後４箇月を経過した者	５８３人

２　抹消する者の氏名等
別紙のとおり

３　抹消年月日
令和５年５月19日

（根拠）
・公職選挙法第28条の規定による。

抹　消　者　数　調

令和5年5月19日

博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹消者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	2	2	4	6	5	11	0	0	0	8	7	15
2	奈良屋	2	2	4	24	21	45	0	0	0	26	23	49
3	御供所	0	0	0	3	3	6	0	0	0	3	3	6
4	大浜	3	2	5	10	14	24	0	0	0	13	16	29
5	千代第一	2	0	2	4	5	9	0	0	0	6	5	11
6	千代第二	3	2	5	3	5	8	0	0	0	6	7	13
7	吉塚	4	0	4	29	13	42	0	0	0	33	13	46
8	東吉塚	3	1	4	18	15	33	0	0	0	21	16	37
9	堅粕	4	1	5	24	15	39	0	0	0	28	16	44
10	東光	3	2	5	24	12	36	0	0	0	27	14	41
11	席田	1	0	1	5	4	9	0	0	0	6	4	10
12	月隈	3	4	7	10	4	14	0	0	0	13	8	21
13	東月隈	9	12	21	2	3	5	0	0	0	11	15	26
14	住吉	1	3	4	15	20	35	0	0	0	16	23	39
15	美野島第一	5	2	7	13	12	25	0	0	0	18	14	32
16	美野島第二	2	0	2	8	7	15	0	0	0	10	7	17
17	東住吉	2	1	3	13	19	32	0	0	0	15	20	35
18	春住	5	3	8	11	13	24	0	0	0	16	16	32
19	那珂第一	2	3	5	7	7	14	0	0	0	9	10	19
20	那珂第二	2	1	3	15	10	25	0	0	0	17	11	28
21	那珂第三	3	4	7	7	4	11	0	0	0	10	8	18
22	弥生	1	1	2	0	7	7	0	0	0	1	8	9
23	板付北	4	1	5	2	2	4	0	0	0	6	3	9
24	諸岡	1	0	1	3	3	6	0	0	0	4	3	7
25	板付	1	2	3	6	6	12	0	0	0	7	8	15
26	麦野	2	2	4	15	14	29	0	0	0	17	16	33
27	三筑北	2	0	2	6	6	12	0	0	0	8	6	14
28	三筑南	1	2	3	5	7	12	0	0	0	6	9	15
29	那珂南第一	3	4	7	12	9	21	0	0	0	15	13	28
30	那珂南第二	3	3	6	9	9	18	0	0	0	12	12	24
計		79	60	139	309	274	583	0	0	0	388	334	722
前回(令和5年4月9日)分		91	80	171	144	116	260	0	0	0	235	196	431

議案第31号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の２第１項及び同法第28条の３第１項の申出に係る、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和５年５月19日

福岡市博多区選挙管理委員会
委 員 長　石 田　正 明

・閲覧状況　　　　別紙のとおり

（根拠）
公職選挙法第28条の４第７項及び同法施行規則第３条の４の規定による。

議案第32号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和４年４月１日から令和５年３月 31 日までの間，公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の２第１項及び第 28 条の３第１項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和５年５月 19 日

福岡市博多区選挙管理委員会
委 員 長　石 田　正 明

（根拠）
公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の４第７項及び同法施行規則第３条の４の規定による。